

術的事項について示したこと。(石綿指針2-1-2の項の具体的留意事項25及び〈事前調査の具体的手順の例〉6の(2)、付録Ⅲ、付録XIほか)

3 成形板の破碎防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則して切断・破碎をしない旨明示してきたが、その実効を期するため、定尺(0.9×1.8メートル)又は長尺(0.9×2.7メートル)の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキスブルコンテナーパックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針2-3の項の具体的留意事項の1ほか)

4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加

中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針2-2-1(5)(6)の項の具体的留意事項の2)

5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。(石綿指針2-1-2の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuuijikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」